

看護小規模多機能型居宅介護についての質問に対する回答

令和6年9月20日

(問) 管理者及びケアマネージャーの研修要件は、今回の申請時点で要件を満たしておく必要があるのか、新規開設申請時点まででもよいのか教えていただきたいです。

(答) 今回の整備事業者募集の応募時点で各職種に必要な研修を修了している必要はありません。介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定看護小規模多機能型居宅介護の新規指定申請の際に、看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者、管理者及び介護支援専門員の各職種に必要な研修の修了証を提出していただく必要があります。